

汚染の除去と汚染拡散防止対策の今後の対策について

1 汚染の除去について

- (1) 現場は「有害廃棄物」が大量に投棄された状態であり、「住民の健康被害」の恐れがあるとの認識に立ち、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」を第一に、最終形態を「有害廃棄物の除去」と位置付ける。
- (2) 最終形態実現へ要する時間は極力短期間とする。最終形態へ早期に移行することが、「住民の健康被害の防止」と「安心感の醸成」につながる。
- (3) 汚染土壌については、撤去と現地浄化を組み合わせで除去する。
- (4) 有害廃棄物の除去完了をもって、現場及び周辺環境の安全性回復の条件が整備されたとする。

2 汚染拡散防止策について

- (1) 西側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるが、有害廃棄物からの浸出水による周辺環境への影響を防止するとともに、有害廃棄物の除去作業の過程で必要な措置と位置付ける。
東側エリアについては、有害廃棄物の除去が最終形態であるので、汚染拡散防止策は暫定措置と位置付ける。
- (2) 汚染拡散防止対策の具体的工法等については、それぞれのエリアの設置目的に沿って検討する。
- (3) 汚染拡散防止策を講じた後に有害廃棄物を早期に現場から除去するものとする。（東側エリアの特別管理産業廃棄物は3年程度で除去）
ただし、西側エリアの遮水シート上に移し替えた特別管理産業廃棄物約3万立方メートルについては、汚染拡散防止策と並行して除去作業に着手することとしている。

3 第一回合同検討委員会での提言等とその対応

(1) 提言等（抜粋）

調査について

「順番をみますと、囲い込みの方が後でありますので、私らが思うには、まず周りにそういう影響がなくして、抑えておいた上で、撤去という事を考えるのが普通だと思うのです。ですから、本当にしっかり有害物質とかの存在状況等・分布等が分かっているのであれば、それは早急にターゲットに対して直にやっていくのが良いのですが、それでなければ、まず囲い込んで、広がらないようにした上で撤去していくという形をとるように思うのですが。」

「それぞれ各県やってこられた調査がどの程度連携をとられた調査になっていたのかなという感じがありまして、撤去ということになっていけば岩手県の方でやられたようにどういったものがどのくらい入っていて、どういう濃度かというデータが必要でございましょうし、緊急対策となれば地下水源が詳細な調査が必要でしようが、どうもその辺お互い少しずつ足りない部分があって」

廃棄物の除去等について

「それは、生活環境保全上の支障を除去するというふうにありますね。そういう意味で、目標とか達成レベルというものが・・・どの様に理解したらよいのか・・・有害廃棄物を直ちに（除去）と、これも先ほどの達成レベルにも関係するのですが、有害廃棄物というのはどういうことをイメージされているのか、どういう判断をされているのか少しわかりにくい。」

(2) 提言内容への対応

について

西側エリアでは水処理施設建設及び遮水壁敷設を早急に実施し、東側エリアでは除去作業に係る汚染拡散防止対策の必要性・方法について検討するため、地下水等汚染拡散に関する調査を実施する。

について

「特別管理産業廃棄物は早急に除去を要する廃棄物とし、それ以外の廃棄物については、分別できるものは分別して、環境再生を実現するのに支障となるものについては、除去対象として扱う。 除去のレベル（有害廃棄物の定義）については、今後、合同検討委員会の提言を得ながら、決定し、現場一体的に取り扱う。